

地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターと  
公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会の生物多様性に関する連携協定書

(目的)

第1条 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター（以下「甲」という。）と公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会（以下「乙」という。）は、連携して相互の機能の充実を図り、生物多様性に関する一般市民の意識の向上と生物多様性の保全に資することを目的として、本協定を締結する。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携して取り組むものとする。

- (1) 生物多様性に関する教育普及、普及啓発、情報発信に関するここと
- (2) 野生動植物等生物についての調査研究に関するここと
- (3) 生物多様性の保全に資すること
- (4) 地域社会への貢献に関するここと
- (5) その他、甲及び乙が必要と認めるここと

(協議)

第3条 前条の各事項に関する具体的な取り組みについては、甲及び乙で協議のうえ決定する。

(有効期間)

第4条 本協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲及び乙のいずれかから終了の申し入れがない限り継続するものとする。

(その他)

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して決定する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

令和元年12月8日

甲 大阪府羽曳野市尺度442  
地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所

理事長

内山哲也

乙 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟 11F西  
公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会

会長

石井 実